

多摩美術大学セミナーハウス使用規程

2015年10月1日 改訂

(設置の目的)

第一条 奈良古美術セミナーハウス（飛鳥寮）及び富士山麓セミナーハウス（純林苑）は、それぞれ独自の教育環境において、教育活動並びに研究・研修を行なう目的のために設置されたものとする。

(使用者)

第二条 使用者は本学の学生、教職員とその家族とする。
但し、利用等の受け入れに余裕がある場合は、本学卒業生（含む元在籍者）とその家族も利用できるものとする。

(利用日数)

第三条 利用は原則として4日を限度とする。

(休日)

第四条 次の日は休日とする。
(1) 別に定める「年間休日カレンダー」のとおりとする。
(2) 臨時に休むこともある。

(使用手続)

第五条 学生、教職員とその家族の使用希望者は、1週間前までに次により（学生にあっては学生証を提示して）申込みの上、許可を受けなければならない。

- (1) 学生にあっては学生部（学生課・美術学部事務室）または造形表現学部事務部
- (2) 教職員とその家族にあっては総務課

第六条 許可を受けようとする者は、利用料・食費を経理課に利用申込書を提示して払込まなければならない。利用料・食費については、第十二条、第十五条に定める。

第七条 一旦納入した利用料・食費は原則として返還しない。ただし、次の場合は申し出があった時に限り、利用料・食費を以下のとおり払い戻すことができる。

- (1) 天災地変その他不可抗力による利用不可能な場合は納入金の全額
- (2) 使用予定日の1週間前までに利用を申し込んでいて、利用日の3日前までに正当な理由により取り消しを申し出た場合は、納入金の全額
- (3) 使用予定日の1週間前までに利用を申し込んでいて、利用日の2日前から当日までに正当な理由により取り消しを申し出た場合は、納入金のうち食費を除く利用料のみ全額

第八条 利用に際しては、管理人に利用許可書を提出し（学生にあっては、あわせて学生証をも提示する）、利用者名簿に記名しなければならない。

（注意事項）

第九条 利用中は本セミナーハウス設置の目的に鑑み、注意事項を厳守し、管理人の指示に従うものとする。特に喧噪に亘る等他人に迷惑を及ぼす一切の行為をしてはならない。

付属設備の破損個所を発見した場合はただちに管理人に届け出ること。

故意に付属設備を破損、亡失した場合は当該使用者が弁償しなければならない。

喫煙は定められた場所（館内禁煙）とし、火災の防止に努めなければならない。

（利用の時間）

第十条 利用者は次の時間を厳守するものとする。

- (1) 到着 午後2時以降 午後5時まで
- (2) 出発 午前11時30分まで
- (3) 門限 午後9時
- (4) 朝食 午前8時～9時
- (5) 昼食 正午～午後1時
- (6) 夕食 午後6時～8時
- (7) 入浴 午後6時～8時

（管理人）

第十一条 セミナーハウスの運營業務・食事提供業務・建物管理業務等に関する管理人業務は本学の指定するものに業務委託してこれを行わせる。管理人は労務諸規程の適用を受けるものであり、使用者は前条に定める時間を厳守して、労務規程違反にならないよう注意し、管理人に迷惑をかけてはならない。

（利用料・食費）

第十二条 利用料・食費は次のとおりとする。

学生、教職員とその家族

		純林苑	飛鳥寮
利 用 料		900円	900円
食 費	朝	500円	500円
	昼	500円	なし
	夕	900円	900円
	小計	1,900円	1,400円
合 計		2,800円	2,300円

(卒業生の利用)

第十三条 卒業生の利用の制限

設置の目的により、学生、教職員の利用を優先とする。

第十四条 卒業生の使用希望者は、利用の1ヶ月前から1週間前までに次により申込みの上、許可を受けなければならない。

- (1) 卒業生にあつては、校友会事務局で本学卒業生である確認を行い、申込み手続きを受け付ける。
- (2) 校友会事務局は、受け付けた申込みについて総務課で許可を受けなければならない。

第十五条 利用料・食費は次のとおりとする。

卒業生とその家族

		純林苑	飛鳥寮
利 用 料		1,800円	1,800円
食 費	朝	500円	500円
	昼	500円	なし
	夕	900円	900円
	小計	1,900円	1,400円
合 計		3,700円	3,200円